（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患ユーアイ	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		定義副傷病名	
			ICDコード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード
（略）											
2020から2027まで	（略）	（略）	（略）					なし	ボナチニブ塩酸塩，ルキソリチニブリン酸塩，モメロチニブ塩酸塩，フェドラチニブ塩酸塩，ダサチニブ，ボスチニブ，ニロチニブ塩酸塩，アシミニブ塩酸塩，イマチニブメシル酸塩，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		
								4あり	ボナチニブ塩酸塩，ルキソリチニブリン酸塩，モメロチニブ塩酸塩，フェドラチニブ塩酸塩，ダサチニブ，ボスチニブ，ニロチニブ塩酸塩，アシミニブ塩酸塩		
（略）											

改正前

番号	疾患ユーアイ	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		定義副傷病名	
			ICDコード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード
（略）											
2020から2027まで	（略）	（略）	（略）					なし	ボナチニブ塩酸塩，ルキソリチニブリン酸塩，モメロチニブ塩酸塩，ダサチニブ，ボスチニブ，ニロチニブ塩酸塩，アシミニブ塩酸塩，イマチニブメシル酸塩，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		
								4あり	ボナチニブ塩酸塩，ルキソリチニブリン酸塩，モメロチニブ塩酸塩，ダサチニブ，ボスチニブ，ニロチニブ塩酸塩，アシミニブ塩酸塩		
（略）											

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第三条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表１

	薬剤	番号
（略）		
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514

改正前

別表１

	薬剤	番号
（略）		
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514